

農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策事業出資業務実施要領

令和5年12月1日付け5新食第1977号・5経営第2015号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、経営局長通知

第1 目的

本業務は、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者や、スマート技術の開発・実用化やフードテックを活用した新たなビジネスの開拓に取り組むスタートアップ等をはじめとする農林漁業法人等に対する円滑な資金供給を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。）第5条に規定する承認会社又は承認組合（以下「承認会社等」という。）に対し、承認会社等が投資円滑化法第6条に規定する承認事業計画に従って農林漁業法人等投資育成事業（以下「投資育成事業」という。）を営むのに必要な資金の出資を行うものである。

本業務の実施に当たっては、投資円滑化法、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号。以下「投資省令」という。）、株式会社日本政策金融公庫の出資業務に関する省令（平成14年財務省・農林水産省令第2号）によるほか、この要領の定めるところにより実施する。

第2 出資

（1）出資対象

公庫は、予算の範囲内で、次の（2）から（7）までに定めるところにより承認会社等が承認事業計画に従って投資育成事業を営むのに必要な資金を対象に出資を行うものとする。

（2）投資主体の公募

公庫は、投資育成事業を営もうとする株式会社又は投資事業有限責任組合（以下「投資主体」という。）への出資に当たっては、第1の目的に即して募集要項を定めて公募するとともに、次に掲げる観点から審査を行い、第1の目的を達成するために最も適格な者を選定するものとする。

- ア 案件発掘力
- イ 事業性審査能力
- ウ 経営支援実行力
- エ 信用力

（3）外部有識者委員会の活用

公庫が投資主体の選定に係る審査を行うに当たっては、あらかじめ、投資育成事業に関する分野に高い識見を有する外部の者からなる委員会を設置し、その意見を聴取するものとする。

(4) 申請書の共有

農林水産省は、投資主体から提出される投資省令別記様式第1号による投資育成事業に関する計画の承認申請書について、申請者の負担軽減の観点から、公庫と共有するものとする。

(5) 出資契約及び出資方法

公庫は、承認会社又は承認組合の無限責任組合員及び有限責任組合員と契約を締結し、当該契約の定めるところに従い出資を行う。なお、承認組合への出資については、都度、必要な金額を出資することとし、公庫は有限責任組合員として参加するものとする。

(6) 出資の限度額等

公庫が承認会社等に対して行う出資の限度額等は、次に掲げるとおりとする。

- ア 承認会社にあつては、公庫の出資額が総株主の出資額の2分の1未満の額であり、かつ、公庫が当該出資により有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1未満であること。
- イ 承認組合にあつては、公庫の出資約束金額の合計が全組合員の総出資約束金額の2分の1未満の額であること。

(7) 配当金等の取扱い

公庫は、出資した承認会社等から配当の支払いのほか、出資金の払戻しがあつた場合には、当該配当金又は払戻金を他の承認会社等に対する出資に充てることができるものとする。

(8) 助言及び研修等

公庫は、承認会社等の投資育成事業を円滑に実施するため、承認会社等に対し助言及び研修等を行うことができるものとする。

第3 出資金の運用等

(1) 公庫は、国から出資された出資金を、承認会社等に対して行う投資育成事業に係る出資に充てるほか、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第56条各号に規定する方法により、安全かつ効率的に運用するものとする。

(2) 公庫が出資した出資金及びその運用による収入は、承認会社等が農林漁業法人等に対し行う出資のほか、承認組合の無限責任組合員に対する管理報酬費用その他投資育成事業の実施に必要な資金に充当するものとし、他の目的に充当してはならない。

第4 出資金の運用状況等の報告

(1) 公庫は、第1の目的の達成のため、国から出資された出資金により出資業務を行う趣

旨を踏まえ、次に掲げる内容を農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）及び経営局長に半期ごとに報告しなければならない。

- 一 出資金の運用状況
- 二 承認会社等の決算状況、出資実績、翌期取組方針、減損状況に関する助言の状況
- 三 公庫が承認会社等に対して実施する研修等の実施状況

(2) 公庫は、(1)に定めるもののほか、出資業務の実施状況について総括審議官及び経営局長から報告を求められた場合には、速やかに、その状況について、総括審議官及び経営局長に報告しなければならない。

(3) 公庫は、(1)及び(2)に定めるもののほか、出資業務の実施に影響を及ぼすおそれのある事情が生じた場合には、速やかに総括審議官及び経営局長に報告しなければならない。

第5 公表

公庫は、出資を行おうとする承認会社等の名称、総出資額（承認組合にあっては総出資約束金額）及び事業の概要について、出資認可をし、又は内容に変更があったときは、ホームページにより公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策事業出資業務実施要領（令和4年12月12日付け4新食第1670号・4経営第2104号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、経営局長通知）（以下「廃止前の要領」という。）は廃止する。
- 3 廃止前の要領の規定に基づき、国から公庫に出資した出資金については、この要領に基づき出資したものとみなす。
- 4 この要領の施行前に、廃止前の要領の規定に基づき公庫が承認会社等との間で締結した出資契約に係る出資、並びに当該出資に係る運用状況等の報告及び公表については、なお従前の例による。